

# はなわ 議会だより

2014 臨時号

発行/福島県埴町議会  
平成26年7月4日

町民と町議員の意見交換会

いま、議会がやるべきことは



議会・議員に  
もの申す!

日時: **7/29(火)~31(木)**

午後7時~8時30分

会場: 町内**6**会場で実施します(6ページに掲載)

内容: ●**議会活動の説明**

議員が目指す議会とは、議員のあるべき姿など

●**参加者との意見交換**

人口減少問題、健康福祉センターなど町づくりについて

ぜひお出かけください

議員がお答えします。

## どうなるこれからの議会？

埴町議会では、信頼される議会づくりのため、議会基本条例を制定します。その骨子（案）がまとまりましたので、内容をお知らせします。皆様のご意見をお寄せください。また、町内6会場で骨子（案）や議会活動などについて議員との意見交換会を開催します。

### ● 議会基本条例とは

議会及び議員のあるべき姿及びその活動のよりどころを定める条例です。町議会活動の根本の理念を示すもので、議会、議員はこの条例の定めにより、活動することを町民の皆さんと約束するものです。

### ● なぜ議会基本条例が必要なのか

議員や町議会の存在意義が町民から問われています。

議会は、直接事業を実施したり、補助金を交付したりしないので、そもそもその活動が分かりにくいところがあります。さらに、財政規模が小さい自治体は財源の多くを国の制度に頼っている状況で、国や県の指導で行政運営をしてきたので、町民の意見（議会）というより国の制度優先の政策をとらざるを得ませんでした。

しかし、地方分権が進み、「自分たちの地域は自分たちで創る」ことが求められるようになり、住民の意見がこれまで以上に重視されるようになりました。住民の代弁者である議会・議員の役割はますます高まっています。

埴町議会は町民の皆さんの期待に応えるため、新たな時代の議会活動を町民みんなで共有し、議会や議員のあるべき姿を条例化します。

### ● これまでの経緯

町議会では、新たな時代に即した議会であるため様々な改革に取り組んできました。

- ・ 一問一答方式による一般質問
- ・ 反問権の付与
- ・ 各地区での議会報告会の実施
- ・ 本会議のほか委員会など会議の公開
- ・ 本会議のインターネット録画中継
- ・ 議会活動の公開（Facebook、Twitter など）

町議会では、これらの活動を進めながら基本条例制定に向け協議を進めてきました。

- ・ 議会運営委員会等による先進地視察
- ・ 議会情報化に向けた専門組織設置
- ・ 議会基本条例検討委員会（平成25年11月～）

### ● 基本的考え方

町の主な政策決定（予算など）は、町長が提案し、議会が決定する流れとなっています。最終的には議会が決めることとなりますので議会にはその責任があります。

議員は町民の皆さんの代弁者です。町民の皆さんが様々な情報に接し、的確な意見を持てるよう、持っている情報や町政の課題を明らかにしなければなりません。

町民一人ひとりの考えが違っているように、議員も一人ひとり違います。議会はその違いを議論によって乗り越える責務があります。まさに、議会は言論の府でなければなりません。



これら6原則により町民に信頼される議会を目指します。

### ● みんなでつくる基本条例

#### ◆ 条例制定まで

町民の皆さんのご意見をいただき基本条例を作成します。

- ・ 町民意見交換会を実施します。
- ・ 意見公募を行います（6ページに掲載）

#### ◆ 条例制定後

基本条例に基づいた活動と検証を行います。

- ・ 具体的活動を実践します。
- ・ 定期的に検証し、検証結果を公表します。



## 議会基本条例骨子(案)がご覧いただけます。

埴町役場議会事務局、埴町公民館、町立図書館及び町議会ホームページで資料をご覧いただけます。

<http://www.town.hanawa.fukushima.jp/view.rbz?cd=255>

# 埴町議会基本条例骨子(案)の概要



## 1 総論、基本理念関係

### (1) 目的

この条例は、開かれた議会を実現し、町民の豊かで幸せな暮らしの実現を目的とします。

### (2) 基本理念

1. 議会は日本国憲法第93条に規定する議事機関として埴町の意思決定機関であることに鑑み、議員は、議決責任を深く認識し、公平かつ公正な議論を旨とし議会運営にあたらなければならない。
2. 議会は、その所有する情報を積極的に発信し、町民の議論を喚起し、町政参加を促し、信頼される政策決定及び町政監視を行うものとする。  
(骨子案全文より)

## 2 議会活動の原則

積極的な情報公開により開かれた議会を目指し、町民との対話を通じた意見の把握とそれらを生かした政策提言を積極的に行います。また、町政の監視・評価を町民目線で行います。

## 3 議員活動の原則

町民全体の豊かで幸せな暮らしのため活動し、常に討議を通じた合意形成に努めます。また、常日頃から町民の声に耳を傾けるとともに説明責任を果たし、政務調査活動等及び資質向上に努めます。

## 4 町民と議会の関係

議会の公開や意見交換会などにより町民への情報発信と情報共有に努め、町民が町政に参加しやすい環境を作ります。

## 5 執行機関と議会の関係

### (1) 基本原則

町長や教育委員会など実際に事業を実施する執行機関と、事業実施を議決し監視する議会の役割はそれぞれ違っています。相互にけん制し合うことで健全な町政が担保されます。常に緊張ある関係を保ちます。

### (2) 議決事件の追加

地方自治法の改正により、町の基本構想策定は法律上不要となりましたが、町の運営上必要であるとしてこの条例で議決事項とします。また、町が作成する重要な計画は事前に議会に報告することを義務付けます。

### (3) 政策形成過程の説明

重要な政策決定のためには提案者の的確な説明が必要です。議会は、適正な判断ができるようあらかじめ説明項目を規定するほか、必要に応じ資料の提供を求めることができることとします。

## 6 議会報告会

議会活動の報告とともに、町民との意見交換会を毎年開催します。

## 7 議員間討議

少数意見も尊重し、議員相互の討議を尽くして合意形成を目指します。

## 8 政策立案

執行機関を批判するだけでなく、自ら政策立案に努めます。そのために、町民や専門家の意見を聞くなど十分な調査研究に努めます。

## 9 調査、研修の充実

議員の調査・研修の充実強化を図るとともに、調査・研修結果を公表します。

## 10 議員の定数及び報酬

町民の関心事の一つである議員定数・議員報酬について、議会の役割や町民の意見を総合的に検討し定期的に見直します。

## 11 議会活性化の継続

議会改革を継続的に実施し、この条例の検証見直しを随時行います。

## 12 機能強化

議会事務局の機能充実を図るとともに、調査研究資料の充実に努めます。

## ◆具体的な取り組み

### 議会の情報公開

本会議の録画中継、議案内容の公表、議会活動の公表  
ホームページへ会議録掲載、委員会の公開、議員研修等の公表  
議員の会議出席状況及び賛否の公表、議会だよりの充実

### 住民参加

議会報告会の開催、議会だよりモニター制度、請願・陳情者との意見交換

### 政策立案、町政監視

事務調査の充実強化と公表、専門家等の意見聴取、行政評価の実施



## 意見交換会日程一覧

実施日	会場	出席議員
7月29日(火) 午後7時～ 8時30分	埴町公民館 片貝分館	吉田克則、小峰由久、割貝寿一 小林達信、鈴木道男
	埴町公民館 那倉分館	鈴木 茂、鈴木孝則、小貫初枝 藤田一男、藤田恵二
7月30日(水) 午後7時～ 8時30分	埴町公民館 笹原地区館	鈴木 茂、鈴木孝則、小貫初枝 藤田一男、鈴木道男
	埴町公民館 高城地区館	藤田高志、鈴木安次、鈴木幸江 大縄武夫、藤田恵二
7月31日(木) 午後7時～ 8時30分	埴農村勤労 福祉会館	藤田高志、鈴木安次、鈴木幸江 大縄武夫、鈴木道男
	埴町公民館 常豊地区館	吉田克則、小峰由久、割貝寿一 小林達信、藤田恵二

参加申し込みは必要ありません。どの会場へも参加できます。

## 条例骨子(案)に対する町民の皆さんのご意見を募集します

### ■意見を提出できる方

- (1) 町内に在住、在勤、在学の方
- (2) 町内に事務所若しくは事業所を有する方

### ■意見募集期間

平成26年  
7月31(木)まで。

### ■意見の提出方法

所定の提出様式に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- 郵送 〒 963-5492 埴町大字埴字大町三丁目 21 番地 埴町役場 議会事務局あて
- 電子メール gikai@town.hanawa.fukushima.jp
- FAX 0247-43-2116
- 直接持参 議会事務局 (土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

■問い合わせ先 埴町議会事務局 TEL 43-2150